

医療法人会計基準と 病院会計準則の違いガイド



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

医療法人会計基準と病院会計準則の違いガイド

【役割の違い】医療法人会計基準（法人単位）と病院会計準則（施設単位）

医療法人の会計には、管理の「単位」と「目的」が異なる2つの主要なルールが存在します。

医療法人会計基準：法人全体のガバナンスと透明性

2016年に制定された新しい基準です。負債50億円以上などの一定規模以上の法人に適用され、外部監査や計算書類の公告を通じて、法人としての説明責任を果たすことを目的としています。

病院会計準則：個別病院の経営実態の把握

1965年から続く伝統的なルールです。病院や診療所といった施設単位での収支を正しく把握し、医療機関同士の経営比較を容易にすることを目的としています。

【ポイント】1つの法人が複数の病院を運営する場合、法人全体には「医療法人会計基準」が適用されますが、他法人との比較時には「病院会計準則」による統一的な視点が必要となります。

医療法人会計基準と病院会計準則の違いガイド

【表示の違い】医療法人会計基準の損益区分と病院会計準則の勘定科目

一般企業の会計とは異なる、上記2つの基準特有の「情報の見せ方」について解説します。

医療法人会計基準：3つの事業区分

法人が多角経営を行っている場合、損益を以下の3つに区分して開示します。

1. 本来業務事業損益：病院、診療所、介護老人保健施設など
2. 付帯業務事業損益：疾病予防施設、再教育機関など
3. 収益業務事業損益：本来業務に支障のない範囲での専門サービスなど

病院会計準則：独自の科目体系

- ・一般企業にある「製造原価」という概念が存在しません。
- ・売上単価が公定価格（診療報酬）であり、入金時に査定減や返戻による売上減額修正が発生するのが特徴です。
- ・病院会計準則は、こうした医療特有の勘定科目体系を規定しています。

医療法人会計基準と病院会計準則の違いガイド

【適用の違い】医療法人会計基準の強制対象と病院会計準則の選択

すべての法人が新しい基準を強制されるわけではなく、規模に応じて適用ルールが異なります。

強制適用のボーダーライン

以下の条件を満たす法人は「医療法人会計基準」が必須となります。

- ・一般医療法人：負債50億円以上 または 収益70億円以上
- ・社会医療法人：負債20億円以上 または 収益10億円以上 ※これらに該当しない小規模な法人は、引き続き「病院会計準則」や中小会計要領を選択できます。

移行時の負担軽減：簡便法

医療法人会計基準への移行にあたり、負債200億円未満の法人には事務負担を減らす「簡便法」が認められています。これにより、病院会計準則に近い実務（リースの賃貸借処理や、税法基準の貸倒引当金計上など）の継続が容認されています。